

香川県条例第10号

香川県身体障害者療護施設たまも園条例の一部を改正する条例

香川県身体障害者療護施設たまも園条例（昭和39年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>香川県障害者支援施設たまも園条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>障害者支援施設として、香川県障害者支援施設たまも園（以下「たまも園」という。）を高松市に設置する。</u></p> <p>（目的）</p> <p>第2条 <u>たまも園は、障害者につき、施設入所支援及び生活介護を行い、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。</u></p> <p>第3条 <u>削除</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>香川県身体障害者療護施設たまも園条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>身体障害者更生援護施設として、香川県身体障害者療護施設たまも園（以下「たまも園」という。）を高松市に設置する。</u></p> <p>（目的）</p> <p>第2条 <u>たまも園は、身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、治療及び養護を行い、もって身体障害者の福祉を図ることを目的とする。</u></p> <p>（入所資格）</p> <p>第3条 <u>たまも園に入所することができる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、次の各号に該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) 自ら進んでその障害を克服しようとする熱意を有する者</u></p> <p><u>(2) 常時の介護を必要とする者</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(種別及び金額)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1	略		
2	公の施設の使用料		
(1)～(21)	略		
(22)	香川県障害者支援施設たまも園	略	
(23)～(36)	略		

第2表 略

(種別及び金額)

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1	略		
2	公の施設の使用料		
(1)～(21)	略		
(22)	香川県身体障害者療護施設たまも園	障害者自立支援法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額	
(23)～(36)	略		

第2表 略